

関係各位

## 平成 20 年度の入札・契約制度の改正について

平成 20 年度に予定している入札・契約制度の改正内容は、以下のとおりです。  
なお、現在検討中の内容もありますので、可能なものから順次実施します。

### 1 総合評価方式入札の拡大

総合評価方式入札は、平成 18 年度から試行をしていますが、今年度は特別簡易型を中心に件数を大幅に拡大します。

### 2 一般競争入札における入札参加要件の改善（一部の案件で試行）

工事の施工実績要件

土木（下水道開削含む）工事で、予定価格の 4 割程度の実績要件を設定

下水道推進工事では、従来の要件の他、発注工事の延長の半分程度の実績を設定

技術者要件

監理（主任）技術者の資格と工事实績を要件として設定

施工体制等の確認

舗装工事で、稼動可能な舗装機械所有等の確認

工事成績の活用

一定の工事成績を得た企業（技術者）のみが参加できる入札等を設定

### 3 区発注工事と地元企業の活用

区内（本店）企業の活用拡大

A ランク土木企業が当該区（本店のある区）発注工事に参加できる入札を一部で設定

区内企業の新規参入の拡大（試行）

新規参入が困難な下水道小口径推進工事などで、当該区（本店のある区）発注工事の施工実績要件に、JV 構成員、下請実績を追加

工事の少ない区の企業への対応

### 4 現在実施（試行）中で拡大するもの

予定価格事後公表の拡大

最低制限価格変動制の試行拡大

設計図書電子化の試行拡大

段階的に試行を拡大します。試行方法等は別途お知らせします。

### 5 その他

改正により追加する「施工実績等の確認書類」については、別途お知らせします。

具体的な実績要件等については、試行する入札の「個別公告」をご覧ください。